

## 団体に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準（2021年1月）

### 目次

1. 概要	3
1-1. 対象範囲	3
1-2. 団体に対する典拠形アクセス・ポイントの根拠	3
1-3. 団体に対する典拠形アクセス・ポイントの訂正の基準	4
1-4. 凡例	4
2. 団体に対する典拠形アクセス・ポイントの選択基準	5
2-1. 創作者等に対する典拠形アクセス・ポイントとする団体	5
2-2. 創作者等に対する典拠形アクセス・ポイントとしない団体	6
2-3. 典拠形アクセス・ポイント（件名）とする団体	6
3. 団体に対する典拠形アクセス・ポイントの形式基準	7
3-1. 団体に対する典拠形アクセス・ポイントに係る文字の取扱い	7
3-2. 優先名称とその読み	7
3-2-1. 優先名称	7
3-2-2. 優先名称の読み	8
3-3. 同名異団体	9
3-4. 識別要素の付加	9
3-4-1. 設立年または廃止年	10
3-4-2. 団体の種類	10
3-4-3. 団体と結びつく場所	10
3-4-4. 関係団体を示す語句	11
3-4-5. その他の識別語句	11
3-4-6. 書誌作成対象資料（初出資料）の出版（開始）年（月）	11
4. 異形名称	11
4-1. 同一団体の異なる形	11
4-2. 同一団体の別言語形	12
4-3. 優先名称に含まれない上位の組織または冠称がついた形	12
4-4. 優先名称に含まれない下位の組織を伴う形	12
4-5. 検索上必要と判断した形式	13
4-6. 変更前または変更後の団体の名称	13
5. 団体間の関連	13
6. 優先名称以外の識別要素	13
6-1. 設立年および（または）廃止年	14
6-2. 団体の種類	14

6-3. 団体と結びつく場所 .....	14
6-4. 関係団体を示す語句 .....	14
6-5. その他の識別語句 .....	14
7. 説明・管理要素 .....	14
7-1. 沿革 .....	14
7-2. 団体の識別子 .....	15
7-3. 出典 .....	15
7-4. データ作成者の注記 .....	15
8. 各種の団体 .....	15
8-1. 国の行政機関 .....	15
8-2. 国の行政機関の附属機関 .....	16
8-3. 国の行政機関の出先機関 .....	17
8-4. 在外公館 .....	17
8-5. 国の立法機関 .....	17
8-6. 国の司法機関 .....	18
8-7. 政府関係機関 .....	18
8-8. 地方公共団体 .....	19
8-9. 地方公共団体の各種機関 .....	19
8-10. 大学 .....	21
8-11. 大学の附属施設 .....	22
8-12. 大学共同利用機関 .....	23
8-13. 高等専門学校 .....	23
8-14. 地方公共団体の学校・図書館・博物館・美術館等 .....	23
8-15. 民間の学校・図書館・博物館・美術館等 .....	24
8-16. 外国の団体 .....	25
8-17. 外国の政府機関等 .....	25
8-18. 国際団体 .....	26
8-19. 株式会社等の会社組織 .....	27
8-20. 宗教団体 .....	27
8-21. 政党 .....	28
8-22. 労働組合 .....	28
8-23. 会議 .....	29
8-24. 新聞・雑誌・叢書の編集部等 .....	29
8-25. 調査団・視察団等 .....	29
8-26. 団体内および団体に関連した有志グループ .....	30
8-27. 建築物・土木構造物等 .....	30
更新履歴 .....	31

## 1. 概要

### 1-1. 対象範囲

この基準は、『日本目録規則 2018 年版』（以下「NCR2018」）の「第 8 章 団体」、「第 12 章 場所」および「第 28 章 団体」に基づき、国立国会図書館（以下「当館」）における団体および場所（以下「団体」）に対する典拠形アクセス・ポイントについて規定する。

この基準は、『国立国会図書館「日本目録規則 1987 年版改訂 3 版 第 II 部 標目」適用細則』（2012 年 1 月）「第 23 章 著者標目」のうち、団体名の部分および『団体名標目の選択・形式基準（2012 年 1 月以降）（2017 年 8 月改訂版）』を引き継ぐものである。

NCR2018 適用対象資料のうち、典拠形アクセス・ポイント付与の対象となる資料は、次に示すものである。

国内で刊行された図書、単行の非図書資料、逐次刊行物、地図資料（ただし、アジア言語資料を除く）

外国で刊行された和図書、和の単行の非図書資料、和の逐次刊行物、和の地図資料  
和古書

（参照：この基準でいう図書の範囲については、「国立国会図書館『日本目録規則 2018 年版』「第 2 部 セクション 2 著作、表現形、体现形、個別資料」適用細則（図書）（2021 年 1 月）」を見よ。この基準でいう単行の非図書資料の範囲については、「国立国会図書館『日本目録規則 2018 年版』「第 2 部 セクション 2 著作、表現形、体现形、個別資料」適用細則（非図書資料）（2021 年 1 月）」を見よ。この基準でいう逐次刊行物の範囲については、「国立国会図書館『日本目録規則 2018 年版』「第 2 部 セクション 2 著作、表現形、体现形、個別資料」適用細則（逐次刊行物）（2021 年 1 月）」を見よ。この基準でいう地図資料の範囲については、「国立国会図書館『日本目録規則 2018 年版』「第 2 部 セクション 2 著作、表現形、体现形、個別資料」適用細則（地図資料）（2021 年 1 月）」を見よ。この基準でいう和古書の範囲については、「国立国会図書館『日本目録規則 2018 年版』「第 1 部 総説」「第 2 部 セクション 1 属性総則」「第 2 部 セクション 2 著作、表現形、体现形、個別資料」適用細則（和古書）（2021 年 1 月）」を見よ。）

なお、この基準の適用対象となる団体は、2021 年 1 月以降に新規に典拠データを作成する団体、または 2021 年 1 月以降に典拠形アクセス・ポイントの訂正を行う団体とする。

### 1-2. 団体に対する典拠形アクセス・ポイントの根拠

団体に対する典拠形アクセス・ポイントは、優先名称を基礎として構築する。同名異団体に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために、および（または）必要に応じて名称が近似した団体（優先名称の読みが異なる場合を含む）に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために、設立年または廃止年、団体の種類等の識別要素を付加して団体に対する典拠形アクセス・ポイントを構築する。

団体に対する典拠形アクセス・ポイントに記録する情報は、次から採用する。これらの情報の総称として「団体と結びつく資料の優先情報源等」を使用する。

- (1) 団体と結びつく資料の優先情報源

- (2) 団体と結びつく資料に表示された、形式の整ったその他の情報および本文
- (3) 公刊された参考図書類等
- (4) 官公庁、他国の国立図書館等が作成し提供するデータベースや、当該団体のホームページ等インターネット上の信頼性の高い情報資源
- (5) 当該団体や出版者への問い合わせ等

### 1-3. 団体に対する典拠形アクセス・ポイントの訂正の基準

典拠形アクセス・ポイントの訂正は、単純な誤りのほか、次の場合に行う。

- (1) 優先名称としてより適切な名称が判明した場合
- (2) 典拠形アクセス・ポイントに含まれる個人・団体のより適切な読みが、他の個人・団体に対する典拠形アクセス・ポイントから判明した場合
- (3) 優先名称の読みとしてより適切な読みが判明した場合  
ただし、国の機関、地方公共団体およびそれに準じる組織（その下位の組織を含む）は、当館が定める「読みの基準（2021年1月）」の「別紙5. 片仮名読み形記録実例集」の読みを優先する。  
また、ラテン文字（拡張ラテン文字を含む。以下同じ）、ハングル、アラビア数字、記号、キリル文字およびギリシャ文字は、3-2-2による。
- (4) 同名異団体および（または）名称が近似した団体との識別のため、識別要素の記録や訂正が必要になった場合（3-3. 同名異団体、3-4. 識別要素の付加 参照）
- (5) 識別要素に団体の種類として記録している法人格に変更があった場合（3-3. 同名異団体、3-4. 識別要素の付加 参照）
- (6) 識別要素に所在地として記録している地方公共団体、国、州・都市等に変更があった場合（3-3. 同名異団体、3-4. 識別要素の付加 参照）
- (7) 同名異団体および（または）名称が近似した団体との識別のため、書誌作成対象資料（初出資料）の出版（開始）年（月）を識別要素として付加していたが、団体と結びつく資料の優先情報源等から設立年または廃止年、団体の種類等の識別要素が判明した場合（3-3. 同名異団体、3-4. 識別要素の付加 参照）

### 1-4. 凡例

例示に使用する記号の意味は、次のとおりである。

・A ⇒ B

Aが団体と結びつく資料の優先情報源等に表示された形等で、Bがその優先名称であることを表す。

・A ← B

Aが優先名称であり、BがAの異形名称であることを表す。

・A ⇒ B

← C

← D

Bが優先名称であり、CとDがBの異形名称であることを表す。

・ A ⇔ B

AとBが優先名称であり、それぞれの典拠形アクセス・ポイントを相互に関連づけたもの（団体間の関連）を表す。

- ・ 優先名称および異形名称の読みは、それぞれの後に||をつけて表す。
- ・ [ ] は、例示における説明・解説を表す。
- ・ 「△」は、半角スペースを表す（区切り記号として用いるスペース、記述上のスペース、分かち書きのスペースを含む）。
- ・ 優先名称の後に△に続けて()を用いて付加された文字列は、その識別要素を表す。  
なお、例示について、典拠形アクセス・ポイントの一部として記録する識別要素、読み、異形名称、団体間の関連は、説明に必要なものだけを挙げる。

## 2. 団体に対する典拠形アクセス・ポイントの選択基準

### 2-1. 創作者等に対する典拠形アクセス・ポイントとする団体

原則として、著作の創作に責任を有すると判断した団体、著作と関連を有すると判断した団体、または表現形の成立に寄与すると判断した団体を、創作者、非創作者、寄与者に対する典拠形アクセス・ポイント（以下「創作者等に対する典拠形アクセス・ポイント」）に選択する。具体的には、次の（1）～（11）に含まれる団体を創作者等に対する典拠形アクセス・ポイントとする。

ただし、単行の非図書資料においては、原則として一つの責任表示に対して3番目までに含まれる団体を創作者等に対する典拠形アクセス・ポイントとする。

創作者等に対する典拠形アクセス・ポイントには、著作の成立当時の創作者等を採用する。

- （1）本タイトルに関係する責任表示
- （2）書誌作成対象資料に総合タイトルの表示がなく、個々の著作のタイトルが列記されている場合の、個々の著作のタイトルに関係する責任表示（逐次刊行物を除く）
- （3）特定の版または付加的版にのみ関係する責任表示（和古書を除く）
- （4）シリーズに関係する責任表示
- （5）地図資料、和古書について、形態的に2冊以上からなる場合の各冊のタイトルに関係する責任表示
- （6）内容細目に記録した部編名等に関係する責任表示（逐次刊行物を除く）
- （7）図書、和古書について、内容細目に記録したタイトルに関係する責任表示のうち、重要と判断した団体
- （8）責任表示として記録しないが、本タイトル等に含まれる団体のうち、著作の創作に責任を有するか、著作と関連を有するか、または表現形の成立に寄与すると判断した団体（逐次刊行物を除く）
- （9）出版者として記録した団体のうち、著作の創作に責任を有するか、または著作と関連を有すると判断した団体

- (10) 注記した団体のうち、著作の創作に責任を有するか、著作と関連を有するか、または表現形の成立に寄与すると判断した団体（単行の非図書資料を除く）
- (11) 図書について、記念論文集の被記念者等

## 2-2. 創作者等に対する典拠形アクセス・ポイントとしない団体

- (1) 責任表示中の特定の資料を刊行するための編集・編さん・刊行委員会等。ただし、必要に応じて、これらを設けた団体を創作者等に対する典拠形アクセス・ポイントとすることができる。また、逐次刊行物においては、これらを設けた団体が存在しない場合、編集・編さん・刊行委員会等を創作者等に対する典拠形アクセス・ポイントとすることができる。  
(8-24. 新聞・雑誌・叢書の編集部等(4) 参照)

- (2) 責任表示中の会議・講演会・シンポジウム・セミナー・講座・大会・展覧会等の特定の会、およびその特定の会を開催するために組織された実行委員会等の団体。ただし、「会議」等という名称を使用した常設の団体である場合は、その団体を創作者等に対する典拠形アクセス・ポイントとする。

「会議」等という名称を使用した常設の団体でない場合は、必要に応じて、これらを設けた常設の団体を創作者等に対する典拠形アクセス・ポイントとすることができる。また、これらを設けた常設の団体が存在しない場合に、特定の会が継続的であると判断されるときは、特定の会を創作者等に対する典拠形アクセス・ポイントとすることができる。(8-23. 会議 参照)

(参照: 典拠形アクセス・ポイント(件名)として扱う場合は、「国立国会図書館件名作業指針」を見よ。)

- (3) (1)、(2)以外の責任表示中の臨時的、暫定的な団体。ただし、必要に応じて、これらを設けた団体を創作者等に対する典拠形アクセス・ポイントとすることができる。
- (4) 表現形の記述として記録した団体のうち、著作の創作に責任を有すると判断した団体、著作と関連を有すると判断した団体、または表現形の成立に寄与すると判断した団体以外の団体
- (5) 責任表示中の架空の団体

## 2-3. 典拠形アクセス・ポイント(件名)とする団体

典拠形アクセス・ポイント(件名)には、原則として書誌作成対象資料の主題となっている団体を選択する。その採用はおおむね三つまでとする。

書誌作成対象資料中において主題となっている団体に変更がある場合は、最新の団体を採用する。

(参照: 「国立国会図書館件名作業指針」の「団体名件名新設・付与基準」を見よ。)

### 3. 団体に対する典拠形アクセス・ポイントの形式基準

#### 3-1. 団体に対する典拠形アクセス・ポイントに係る文字の取扱い

使用する文字コードは、Unicode/UTF-8である。そのうち実際に使用するの、「文字の取扱い基準（2021年1月）」に規定する範囲内の文字とする。

- (1) 漢字は、原則として所定の情報源に使用されている字体で記録する。楷書以外の書体は、楷書体に改める。
- (2) 仮名はそのまま記録する。変体仮名は平仮名に改める。
- (3) 欧文形の名称における大文字の使用法は、当該言語の慣行に従う。
- (4) キリル文字・ギリシャ文字は、そのまま記録する。

【例】 αプロダクツ

- (5) 中国簡化文字（簡体字）は、日本で使用される漢字に置き換える。中国簡化文字の置き換えは、「中国簡化文字表」（『大漢和辞典』（大修館書店））、『中日辞典』（小学館）による。
- (6) 漢字、仮名による表示形がある場合は、ハングルによる表示形よりも優先して記録する。漢字、仮名による表示形が容易に判明しない場合は、ハングルをそのまま記録する。
- (7) 名称に出現した漢数字・アラビア数字・ローマ数字はそのまま記録する。設立年または廃止年や書誌作成対象資料（初出資料）の出版（開始）年（月）を識別要素として付加する場合は、漢数字・ローマ数字はアラビア数字に置き換えて記録する。
- (8) 日本語形の名称に含まれる記号は、原則として省略する。

【例】 慶応「三田俳句」会 ⇒ 慶応三田俳句会

【例】 セブン-イレブン・ジャパン ⇒ セブンイレブンジャパン

ただし、省略すると名称自体を損なうと判断される場合は、省略しない。

【例】 @ニフティパソコン GPS フォーラム

- (9) 欧文形の名称に含まれる記号は、原則として省略しない。

【例】 Cm-Line

- (10) 再現不能の文字は、「文字の取扱い基準（2021年1月）」に従い記録する。

#### 3-2. 優先名称とその読み

##### 3-2-1. 優先名称

優先名称は、団体と結びつく資料の優先情報源等から採用する。

優先名称には、原則としてその団体の正式名称を採用する。正式名称が判明しない場合は、一般によく知られている名称または表示形を採用する。（8. 各種の団体 参照）

ただし、外国の団体は、我が国慣用の日本語形の名称を優先名称に採用する。我が国慣用の日本語形の名称が判明しない場合は、書誌作成対象資料に表示されている日本語形の名称を採用する。日本語形の名称が書誌作成対象資料に表示されていない場合は、書誌作成対象資料に表示されている日本語形以外の名称を採用する。

団体の冒頭にある冠詞はそのまま記録する。

必要に応じて、採用しなかった名称を異形名称とする。（4. 異形名称 参照）

創作者等に対する典拠形アクセス・ポイントでは、原則として8に定める団体以外は、団体の下位の組織を採用しない。

典拠形アクセス・ポイント（件名）では、書誌作成対象資料の主題に応じて採用する。8で定める基準よりも下位の組織までを組織の階層に従い省略せずに採用することができる。

団体の冒頭にあつて、その団体の法人組織、創立の趣旨等を表示する部分は省略する。

【例】 公益社団法人日本図書館協会 ⇒ 日本図書館協会

【例】 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター ⇒ 人と防災未来センター

ただし、その語句が名称全体の分ちがたい一部である場合、または団体の名称であることを識別するために必要な場合は、省略しない。

【例】 三島海雲記念財団

### 3-2-2. 優先名称の読み

優先名称の読みは、原則として常識的な読みを採用する。ただし、「他の個人・団体に対する典拠形アクセス・ポイントで確立している読み」、「当館で定める「読みの基準（2021年1月）」の「別紙5. 片仮名読み形記録実例集」の読み」、「団体と結びつく資料の優先情報源等から判明した正式な読み」を含む場合は、それらを優先させ、次の順で採用する。

必要に応じて、採用しなかった読みを異形名称とする。（4-1. 同一団体の異なる形 参照）

- (1) 国の機関、地方公共団体およびそれに準じる組織（その下位の組織を含む）
  - (1) - 1. 他の個人・団体に対する典拠形アクセス・ポイントで確立している読み
  - (1) - 2. 当館で定める「読みの基準（2021年1月）」の「別紙5. 片仮名読み形記録実例集」の読み
  - (1) - 3. 団体と結びつく資料の優先情報源等から判明した正式な読み
- (2) (1) 以外の団体
  - (2) - 1. 他の個人・団体に対する典拠形アクセス・ポイントで確立している読み
  - (2) - 2. 団体と結びつく資料の優先情報源等から判明した正式な読み
  - (2) - 3. 当館で定める「読みの基準（2021年1月）」の「別紙5. 片仮名読み形記録実例集」の読み

読みは、片仮名、ラテン文字、アラビア数字および記号等で記録し、当館で定める「読みの基準（2021年1月）」の「別紙4. 分かち書き基準」に従い分かち書きを行う。

片仮名、ラテン文字、ハングル、アラビア数字および記号の読みは、そのまま記録する。ラテン文字、ハングル、アラビア数字および記号のみで表示される名称は、原則として読みを記録しない。

【例】 Team△Tips [読みを記録しない]

【例】 なんでも100%研究会||ナンデモ△100%△ケンキュウカイ

キリル文字およびギリシャ文字は、「読みの基準（2021年1月）」の「別紙2. 片仮名読み形記録要領」に従い、ラテン文字に翻字した形を、読みとして記録する。

中国語、漢字で表される韓国・朝鮮語の読みは、他の個人・団体に対する典拠形アクセス・ポイントで確立している読みを除いて日本語読みを記録する。団体と結びつく資料の優先情報源等から判明した母語読みは、異形名称とする。

### 3-3. 同名異団体

優先名称およびその読みがともに同一である別団体を、同名異団体とする。優先名称が同じでも読みが異なる場合は、同名異団体とはみなさない。

同名異団体は、識別要素の有無または違いにより識別する。(3-4. 識別要素の付加 参照)

なお、次の(1)～(6)は別字として記録するが、同名異団体かどうかの判断の際には同字として扱う。

(1) 新字体・旧字体の関係にある文字

【例】 芸-藝 会-會 庁-廳

(2) JIS C 6226-1978 (JIS78) と JIS X 0208-1983 (JIS83) で第1水準と第2水準が入れ替わり、コード番号も入れ替わった文字 (22組ある)

【例】 鯪-鯪 鶯-鶯 檜-桧

(3) 異体字のうち、1997年以前に当館において字体を統一していた文字 (異体字は原則として別字扱い)

【例】 館-館 辺-邊 淵-淵

(4) 同一団体でも表示が統一されないことがある文字

【例】 己-巳-巳 島-嶋-寫 齋-齋 高-高

(5) 旧字体と字形が酷似しているために混同する可能性のある文字

【例】 写-寫 (写の旧字は寫) 織-織 (織の旧字は織)

(1)～(5)に該当しない異体字は、原則として同名異団体の判断には別字として扱う。

(6) ラテン文字等の大文字・小文字

### 3-4. 識別要素の付加

同名異団体および(または)名称が近似した団体が存在する場合に、識別に必要なときは、優先名称に識別要素を付加して、典拠形アクセス・ポイントを構築する。ただし、次に挙げる団体は、同名異団体および(または)名称が近似した団体の有無に関わらず、団体と結びつく場所を識別要素として付加する。

(1) 在外公館 (8-4. 在外公館 (1)、8-17. 外国の政府機関等 (6) 参照)

(2) 同名の市 (その各種機関も含む) (8-8. 地方公共団体 (1)、8-9. 地方公共団体の各種機関、8-14. 地方公共団体の学校・図書館・博物館・美術館等 参照)

(3) 町・村 (その各種機関も含む) (8-8. 地方公共団体 (2)、8-9. 地方公共団体の各種機関、8-14. 地方公共団体の学校・図書館・博物館・美術館等 参照)

(4) 神社または仏教の寺院 (8-20. 宗教団体 (2) (3) 参照)

識別要素は団体と結びつく資料の優先情報源等から、原則として次の3-4-1～3-4-6の優先順位で採用する。

また、典拠形アクセス・ポイント（件名）のうちの特定の回次・年次の会議等に対しては、識別のため優先名称に開催年等を付加する。（参照：「国立国会図書館件名作業指針」を見よ。）

### 3-4-1. 設立年または廃止年

その西暦年をアラビア数字で、「年」を付加して記録する。廃止年は、西暦年の前にハイフンを付加して記録する。設立年が判明する場合は、設立年のみを記録し、廃止年は記録しない。設立年が判明しない場合にのみ、廃止年を記録する。

【例】 生涯学習研究会 ⇒ 生涯学習研究会△(1997年)  
〔設立年で区別〕

【例】 民間伝承の会 ⇒ 民間伝承の会△(-1949年)  
〔廃止年で区別〕

### 3-4-2. 団体の種類

原則として法人格を記録する。

法人格が判明しない場合は、同名異団体および（または）名称が近似した団体が存在し、かつ、3-4-1、3-4-3～3-4-5の識別要素が判明しないときに限り、法人格以外の団体の種類を示す語句を採用して記録する。

【例】 共同通信社 ⇒ 共同通信社△(一般社団法人)  
〔優先名称およびその読みが同一の株式会社が存在するため、同名異団体の識別が容易にできる団体の種類で区別〕

### 3-4-3. 団体と結びつく場所

その団体の所在地を記録する。所在地が日本の場合は、地方公共団体の名称を記録する。所在地が外国の場合は、国または州・都市の名称等を記録する。

(1) 市は、市の名称を記録する。

(2) 同名の市または町・村は、都道府県の名称を冠した市または町・村の名称を記録する。

同名の町・村が同じ都道府県内に存在する場合は、都道府県および郡の名称を冠して記録する。

(3) 東京都の特別区は、東京都を冠した区の名称を記録する。

(4) (1)～(3)が判明しない場合は、都道府県の名称を記録する。

(5) 国または外国の州・都市の名称等は、我が国慣用の日本語形を記録する。

【例】 萌の会 ⇒ 萌の会△(山口市)  
〔所在地で区別〕

【例】 株式会社クレア ⇒ クレア△(東京都中野区)  
〔所在地で区別〕

【例】 駐日英国大使館 ⇒ イギリス大使館△(在日本)

[在外公館には必ず「在」を冠した駐在国または駐在地を付加]

【例】 龍尾神社 ⇒ 龍尾神社△(富山県朝日町)

[神社または仏教の寺院には必ず所在地を付加]

#### 3-4-4. 関係団体を示す語句

その団体に密接な関連がある他の団体を示す語句を記録する。

【例】 社会科教育研究会 ⇒ 社会科教育研究会△(東京学芸大学内)

[優先名称およびその読みが同一の研究会在東京教育大学附属小学校内にも存在するため、同名異団体の識別が容易にできる関係団体を示す語句で区別]

#### 3-4-5. その他の識別語句

適切な語句を記録する。

#### 3-4-6. 書誌作成対象資料(初出資料)の出版(開始)年(月)

同名異団体および(または)名称が近似した団体が存在するが、3-4-1～3-4-5が判明しない場合は、その団体について最初に典拠形アクセス・ポイントを作成する書誌作成対象資料(初出資料)の出版(開始)年(月)を記録して代替する。出版(開始)年の西暦年に「pub.△」を冠して記録する。出版(開始)年が同一の場合は、さらに月を記録する。この措置は暫定であり、他の識別要素3-4-1～3-4-5が判明した時点で訂正する。(1-3. 団体に対する典拠形アクセス・ポイントの訂正の基準(7) 参照)

【例】 国際関係研究会 ⇒ 国際関係研究会△(pub.△1929)

[書誌作成対象資料(初出資料)の出版(開始)年で区別]

【例】 国際関係研究会 ⇒ 国際関係研究会△(pub.△1929.9)

[書誌作成対象資料(初出資料)の出版(開始)年が同じため、出版(開始)年月で区別]

### 4. 異形名称

優先名称に採用しない名称、または優先名称として選択した名称の異なる形が、団体と結びつく資料の優先情報源等から判明した場合は、異形名称とする。

このほか、優先名称の読みを採用した読みと読みの異なる形など、検索上必要と判断した形式も異形名称として記録する。

#### 4-1. 同一団体の異なる形

優先名称として選択した名称と形が異なる同一団体の名称は、異形名称として記録する。

【例】 [同一団体の別呼称形]

シップアンドオーシャン財団 ← 海洋政策研究財団

【例】 [文字種が異なる形]

Infas パブリケーションズ ← インファスパブリケーションズ

- 【例】〔展開形・省略形〕  
アメリカ図書館協会 ← ALA  
冬総研 ← 冬生活総合研究所
- 【例】〔数の表示が異なる形〕  
陸士第五十六期同期生会 ← 陸士第56期同期生会
- 【例】〔綴り、翻字、漢字の字体が異なる形〕  
国学院大学 ← 國學院大學
- 【例】〔一、二文字程度の表示の違い〕  
兵庫県自治体職員等海外研修団 ← 兵庫県自治体職員海外研修団
- 【例】〔法人組織を含まない形〕  
柏書房株式会社 ← 柏書房
- 【例】〔読みのみ異なる形〕  
雲母書房||キララ△ショボウ  
← 雲母書房||ウンモ△ショボウ  
〔常識的な読み〕  
金大中アジア太平洋平和財団||キム△デジュン△アジア△タイヘイヨウ△ヘイワ  
△ザイダン  
〔他の個人・団体に対する典拠形アクセス・ポイントで確立している読み〕  
← 金大中アジア太平洋平和財団||キン△ダイチュウ△アジア△タイヘイヨウ△  
ヘイワ△ザイダン  
〔「個人に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準（2021年1月）」4  
－1. 同一名称の異なる形による〕  
日本拳法会||ニッポン△ケンポウカイ  
〔団体と結びつく資料の優先情報源等から判明した正式な読み〕  
← 日本拳法会||ニホン△ケンポウカイ  
〔当館で定める「読みの基準（2021年1月）」の「別紙5. 片仮名読み形記録実  
例集」の読み〕

#### 4－2. 同一団体の別言語形

- 【例】 国立国会図書館 ← National△Diet△Library

#### 4－3. 優先名称に含まれない上位の組織または冠称がついた形

- 【例】 工業技術院 ← 通商産業省工業技術院  
【例】 神宮美術館 ← 式年遷宮記念神宮美術館  
【例】 母子愛育会 ← 恩賜財団母子愛育会

#### 4－4. 優先名称に含まれない下位の組織を伴う形

- 【例】 国立国会図書館総務部 ← 国立国会図書館総務部総務課

【例】 あらかわ学会 ← あらかわ学会写真委員会

なお、典拠形アクセス・ポイント（件名）は、下位の組織を含めた形も優先名称とするため、創作者等に対する典拠形アクセス・ポイントの異形名称と典拠形アクセス・ポイント（件名）の優先名称が一致する場合もある。

【例】 日本社会党 ← 日本社会党上田総支部

[創作者等に対する典拠形アクセス・ポイント]

日本社会党上田総支部

[典拠形アクセス・ポイント（件名）]

#### 4-5. 検索上必要と判断した形式

【例】 The△Cobb△Group ← Cobb△Group

【例】 帯広市図書館 ← 帯広叢書刊行会

#### 4-6. 変更前または変更後の団体の名称

書誌作成対象資料が存在しないため、変更前または変更後の団体に対する典拠形アクセス・ポイントを団体間の関連により関連づけることができない場合は、その名称を異形名称として記録する。

変更前または変更後の団体に対する典拠形アクセス・ポイントを作成した場合は、異形名称から団体間の関連に改める。（5. 団体間の関連（1） 参照）

### 5. 団体間の関連

（1）団体の名称が変更したが組織の同一性を保持している場合は、それぞれの名称を優先名称とし、変更前および変更後の団体に対する典拠形アクセス・ポイントを団体間の関連により関連づける。

【例】 国立防災科学技術センター ⇔ 防災科学技術研究所

【例】 日本障害者雇用促進協会 ⇔ 身体障害者雇用促進協会

書誌作成対象資料が存在しないため、変更前または変更後の団体に対する典拠形アクセス・ポイントを団体間の関連により関連づけることができない場合は、異形名称とする。

【例】 愛知県スキー連盟 ← 愛知スキー協会

[愛知スキー協会の典拠形アクセス・ポイントが存在しない]

変更前または変更後の団体に対する典拠形アクセス・ポイントを作成した場合は、異形名称から団体間の関連に改める。（4-6. 変更前または変更後の団体の名称 参照）

（2）分離・合併や機構改革等によって団体の性格・種類が変わる場合は、同一性を保持しない組織変更と判断し、変更前および変更後の典拠形アクセス・ポイントに説明・管理要素としてその関係性を記録することで、団体間の関連を示す。（7-1. 沿革 参照）

### 6. 優先名称以外の識別要素

優先名称以外の識別要素として、以下の情報が団体と結びつく資料の優先情報源等から判明

した場合に記録する。必要に応じて、優先名称に付加する識別要素としても記録する。(3-4. 識別要素の付加 参照)

#### 6-1. 設立年および（または）廃止年

その西暦年をアラビア数字で記録する。設立年は、西暦の後にハイフンを付加して記録する。廃止年は、西暦年の前にハイフンを付加して記録する。設立年および廃止年が判明する場合は、設立年と廃止年をハイフンで結んで記録する。

【例】 2018-

【例】 -2017

【例】 1975-2000

#### 6-2. 団体の種類

必要に応じて、団体の種類を示す語句を記録する。

【例】 一般社団法人

【例】 任意団体

#### 6-3. 団体と結びつく場所

必要に応じて、3-4-3に従って記録する。

【例】 鳥取県

【例】 オレゴン州

#### 6-4. 関係団体を示す語句

必要に応じて、3-4-4に従って記録する。

【例】 女子栄養大学内

#### 6-5. その他の識別語句

必要に応じて、3-4-5に従って記録する。

### 7. 説明・管理要素

説明・管理要素として、以下の情報を団体と結びつく資料の優先情報源等から採用して記録する。

#### 7-1. 沿革

団体の歴史に関する情報を記録する。

【例】 2016年4月和歌山大学宇宙教育研究所と和歌山大学防災研究教育センターが合併し、△和歌山大学災害科学教育研究センターとなる

【例】 2001年1月名称変更

【例】 2011年4月社団法人から一般社団法人となる

### 7-2. 団体の識別子

団体の典拠データに対して当館が付与した、典拠レコード管理番号を記録する。

【例】 00288347

### 7-3. 出典

団体の優先名称を決定する際に使用した情報源等を記録する。

【例】 視覚の現場,△2009-

[書誌作成対象資料(初出資料)のタイトルと出版(開始)年(月)を記録]

【例】 当該団体ホームページ△(20110830)

[情報源と確認した日付を記録]

【例】 出版者回答△(20110825)

[情報源と確認した日付を記録]

### 7-4. データ作成者の注記

必要に応じて、その他の役立つ情報を記録する。

【例】 設置は東京都目黒区,△運営は△(財)△目黒区芸術文化振興財団

[設置者と運営者が異なる場合に記録する]

【例】 新日本文芸協会内の有志グループ

[類似の名称をもつ団体と区別するために記録]

## 8. 各種の団体

各種の団体について、採用する優先名称の基準を以下のとおり定める。

創作者等に対する典拠形アクセス・ポイントにおいては、ここで定める場合のみ下位の組織を採用する。

典拠形アクセス・ポイント(件名)においては、書誌作成対象資料の主題に応じた団体の名称を採用する。ここで定める基準よりも下位の組織までを階層に従い省略せずに採用することができる。

以下の説明において使用する表現の意味は、次のとおりである。

- ・「○○を冠した」は、「○○」を名称の冒頭に付加することを表す。
- ・「○○を識別要素として付加する」は、「○○」を丸括弧に入れ優先名称の末尾に付加することを表す。

なお、○○に団体の名称を記録する場合の形式は、特に断りがない限り、8において定める形式に従う。

### 8-1. 国の行政機関

(1) 国の行政機関は、その名称を優先名称とする。

【例】 財務省

【例】 会計検査院

【例】 林野庁

(2) 国の行政機関の本省の内部部局は、局の名称を優先名称とする。

【例】 財務省主計局調査課 ⇒ 財務省主計局

内部部局の部課の名称で表示され、局の名称を省略している場合も、局の名称を優先名称とする。

【例】 外務省国際社会協力部 ⇒ 外務省総合外交政策局

(3) 国の行政機関の外局の内部部局は、部の名称（局が置かれる場合は局の名称）を優先名称とする。

【例】 金融庁検査局

内部部局の課の名称で表示され、部の名称を省略している場合も、部の名称を優先名称とする。

【例】 文化庁国語課 ⇒ 文化庁文化部

(4) 国の行政機関の大臣官房は、省庁の名称を優先名称とする。

【例】 厚生労働大臣官房 ⇒ 厚生労働省

(5) 国の行政機関が主管する特定問題に関する研究班は、主管する省庁の名称を優先名称とする。

【例】 文部科学省がん研究に係わる特定領域研究 C 総合がん総括班 ⇒ 文部科学省

【例】 厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業慢性頭痛の診療ガイドラインに関する研究班 ⇒ 厚生労働省

(6) 廃止された行政機関は、現行の行政機関に準じて優先名称とする。

【例】 陸軍省軍務局軍務課 ⇒ 陸軍省軍務局

【例】 行政管理庁行政管理局統計企画課 ⇒ 行政管理庁行政管理局

## 8-2. 国の行政機関の付属機関

(1) 国の行政機関の付属機関は、付属機関の名称を優先名称とする。

【例】 国土交通省国土地理院 ⇒ 国土地理院

ただし、その名称が識別上他の団体と紛らわしい場合は、所轄行政機関の名称を冠した付属機関の名称を優先名称とする。

【例】 内閣府経済社会総合研究所

(2) 国の行政機関の付属機関の内部部局は、付属機関の名称を優先名称とする。

【例】 国立がんセンター胃癌グループ ⇒ 国立がんセンター

【例】 中央防災会議事務局 ⇒ 中央防災会議

(3) 国の行政機関の付属機関の下部組織は、付属機関の名称を優先名称とする。

【例】 国土地理院沖縄支所 ⇒ 国土地理院

### 8-3. 国の行政機関の出先機関

(1) 国の行政機関の出先機関（地方支分部局等）は、出先機関の名称を優先名称とする。

【例】 国土交通省九州地方整備局 ⇒ 九州地方整備局

【例】 東京税関

ただし、その名称が識別上他の団体と紛らわしい場合は、所轄行政機関の名称を冠した出先機関の名称を優先名称とする。

(2) 国の行政機関の出先機関の内部部局は、出先機関の名称を優先名称とする。

【例】 函館税関調査保全部 ⇒ 函館税関

(3) 国の行政機関の出先機関の下部組織は、出先機関の名称を優先名称とする。

【例】 関東農政局茨城統計情報センター ⇒ 関東農政局

### 8-4. 在外公館

(外国政府の在外公館は、8-17. 外国の政府機関等（6）を参照)

(1) 大使館、総領事館は、それぞれ「大使館」、「総領事館」に「日本」を冠し、「大使館」には駐在国の名称を、「総領事館」等には駐在地の名称を識別要素として付加する。駐在国、駐在地の名称には「在」を冠する。

駐在国、駐在地の名称は、我が国慣用の日本語形を記録する。

【例】 日本大使館△(在アメリカ合衆国)

【例】 日本総領事館△(在サンパウロ)

(2) 政府代表部は、その名称を優先名称とする。

【例】 欧州共同体日本政府代表部

### 8-5. 国の立法機関

(1) 国の立法機関は、その名称を優先名称とする。

【例】 衆議院

【例】 参議院

【例】 国立国会図書館

(2) 衆議院および参議院の本会議、委員会、調査会等は、衆議院、参議院をそれぞれ優先名称とする。

【例】 第120回国会衆議院 ⇒ 衆議院

【例】 衆議院予算委員会 ⇒ 衆議院

【例】 参議院国際問題に関する調査会 ⇒ 参議院

(3) 衆議院および参議院の内部部局は、衆議院、参議院をそれぞれ優先名称とする。

【例】 衆議院法制局 ⇒ 衆議院

ただし、憲政記念館は、その名称を優先名称とする。

(4) 国立国会図書館の内部部局は、部局の名称およびそれに準じる内部部局の名称を優先名称とする。

【例】 国立国会図書館調査及び立法考査局

【例】 国立国会図書館関西館

【例】 国立国会図書館国際子ども図書館

(5) 行政機関および司法機関の各部門に置かれた国立国会図書館支部図書館は、冒頭の「国立国会図書館支部」を省略した図書館の名称を優先名称とする。

【例】 国立国会図書館支部農林水産省図書館 ⇒ 農林水産省図書館

(6) 裁判官訴追委員会、裁判官弾劾裁判所は、その名称を優先名称とする。

【例】 裁判官訴追委員会

(7) 廃止された立法機関は、現行の立法機関に準じて優先名称とする。

【例】 帝国議会貴族院事務局 ⇒ 貴族院

#### 8-6. 国の司法機関

(1) 国の司法機関は、その名称を優先名称とする。

【例】 最高裁判所

【例】 東京地方裁判所

【例】 司法研修所

(2) 国の司法機関の内部部局は、国の司法機関の名称を優先名称とする。

【例】 最高裁判所事務総局 ⇒ 最高裁判所

(3) 廃止された司法機関は、現行の司法機関に準じて優先名称とする。

【例】 大審院

#### 8-7. 政府関係機関

(1) 政府関係機関は、その名称を優先名称とする。

【例】 国立環境研究所

(2) 政府関係機関の内部部局は、政府関係機関の名称を優先名称とする。

【例】 日本貿易振興機構展示事業部 ⇒ 日本貿易振興機構

(3) 政府関係機関の附属機関は、政府関係機関の名称を優先名称とする。

【例】 雇用能力開発機構愛媛センター ⇒ 雇用能力開発機構

ただし、政府関係機関の附属機関のうち、研究施設・病院は、政府関係機関の名称を冠した附属機関の名称を優先名称とする。

【例】 アジア経済研究所 ⇒ 日本貿易振興機構アジア経済研究所

また、教育機関は、原則として附属機関の名称を優先名称とする。

【例】 雇用促進事業団職業訓練大学校 ⇒ 職業訓練大学校

(4) 政府関係機関が事業の一部として実施する調査団、派遣団等は、実施団体の名称を優先名称とする。

【例】 インド国防災地域研修プロジェクト ⇒ 国際協力機構

## 8-8. 地方公共団体

地方公共団体の名称は、創作者等に対する典拠形アクセス・ポイントとして使用する際は団体に対する典拠形アクセス・ポイントとして扱い、典拠形アクセス・ポイント（件名）として使用する際は場所に対する典拠形アクセス・ポイントとして扱う。ただし、内部部局を含めて優先名称とする場合は、典拠形アクセス・ポイント（件名）として使用する際も団体に対する典拠形アクセス・ポイントとして扱う。

- (1) 都道府県および市は、その名称を優先名称とする。

【例】 大阪府

名称および読みが同一の市は、都道府県の名称を識別要素として付加する。

【例】 東京都府中市 ⇒ 府中市△(東京都)

【例】 広島県府中市 ⇒ 府中市△(広島県)

- (2) 町・村は、その名称に、都道府県の名称を識別要素として付加する。

【例】 土佐山田町 ⇒ 土佐山田町△(高知県)

【例】 木島平村 ⇒ 木島平村△(長野県)

名称および読みが同一の町・村が同じ都道府県内に存在する場合は、都道府県と郡の名称を識別要素として付加する。

【例】 東村 ⇒ 東村△(群馬県吾妻郡)

【例】 東村 ⇒ 東村△(群馬県勢多郡)

- (3) 東京都の特別区は、東京都を冠した特別区の名称を優先名称とする。

【例】 千代田区 ⇒ 東京都千代田区

- (4) 政令指定都市の行政区は、地方公共団体の名称を優先名称とする。

【例】 横浜市港南区 ⇒ 横浜市

- (5) 東京都の内部部局は、国の行政機関に準じて優先名称とする。

【例】 東京都主税局税制部税制課 ⇒ 東京都主税局

内部部局の部課の名称で表示され、局の名称を省略している場合も、局の名称を優先名称とする。

【例】 東京都公園緑地部 ⇒ 東京都建設局

また、局に相当する室は、室の名称を優先名称とする。

【例】 東京都出納長室会計企画課 ⇒ 東京都出納長室

- (6) 東京都以外の地方公共団体の内部部局は、地方公共団体の名称を優先名称とする。

【例】 富山県土木部 ⇒ 富山県

【例】 広島市企画総務局企画調整課 ⇒ 広島市

- (7) 廃止された地方公共団体は、現行の地方公共団体に準じて優先名称とする。

## 8-9. 地方公共団体の各種機関

- (1) 地方議会は、地方公共団体の名称を冠した議会の名称を優先名称とする。

【例】 横浜市会

【例】 東京都港区議会

同名の市または町・村の議会は、都道府県の名称を識別要素として付加する。

【例】 香川県土庄町議会 ⇒ 土庄町議会△(香川県)

名称および読みが同一の町・村が同じ都道府県内に存在する場合は、都道府県と郡の名称を識別要素として付加する。

【例】 東村議会△(群馬県勢多郡)

(2) 各種委員会は、地方公共団体の名称を冠した委員会の名称を優先名称とする。

【例】 茨城県労働委員会

同名の市または町・村の各種委員会は、都道府県の名称を識別要素として付加する。

【例】 府中市教育委員会△(広島県)

【例】 百石町選挙管理委員会△(青森県)

名称および読みが同一の町・村が同じ都道府県内に存在する場合は、都道府県と郡の名称を識別要素として付加する。

各種委員会の内部部局は委員会の名称を優先名称とする。

【例】 京都府教育庁 ⇒ 京都府教育委員会

(3) 警察本部、消防本部（または消防局）等は、地方公共団体の名称を冠した組織の名称を優先名称とする。

【例】 沖縄県警察本部

【例】 京都市消防局

同名の市または町・村の消防本部（または消防局）等は、都道府県の名称を識別要素として付加する。

【例】 朝日町消防本部△(富山県)

名称および読みが同一の町・村が同じ都道府県内に存在する場合は、都道府県と郡の名称を識別要素として付加する。

複数の地方公共団体からなる消防組織（広域連合または一部事務組合）は、その名称を優先名称とする。

【例】 島原地域広域市町村圏組合消防本部

(4) 地方公共団体の附属機関および出先機関は、原則として地方公共団体の名称を含む冠称を冠した機関の名称を優先名称とする。

【例】 オホーツク総合振興局 ⇒ 北海道オホーツク総合振興局

【例】 会津保健所 ⇒ 福島県会津保健所

【例】 かながわ女性センター ⇒ 神奈川県立かながわ女性センター

(5) 地方公共団体の附属機関および出先機関の下部組織は、地方公共団体の附属機関および出先機関の名称を優先名称とする。

【例】 青森県八戸県土整備事務所八戸港管理所 ⇒ 青森県八戸県土整備事務所

地方公共団体の出先機関のうち、産業関連の総合センターの下部組織については、総合センターの直下の研究施設の名称を優先名称とする。

【例】 兵庫県立農林水産技術総合センター畜産技術センター

【例】 和歌山県農林水産総合技術センター果樹試験場かきもも研究所

⇒ 和歌山県農林水産総合技術センター果樹試験場

(6) 地方公共団体の設置による病院は、地方公共団体の名称を含む冠称を冠した病院の名称を優先名称とする。

【例】 岩手県立中央病院

【例】 市立秋田総合病院 ⇒ 秋田市立秋田総合病院

複数の地方公共団体が設置する病院（広域連合または一部事務組合立の病院）は、その名称を優先名称とする。

【例】 陶生病院 ⇒ 公立陶生病院

【例】 諏訪中央病院 ⇒ 組合立諏訪中央病院

(7) 地方公共団体の各種機関の内部部局は、各種機関の名称を優先名称とする。

【例】 東京都議会事務局 ⇒ 東京都議会

【例】 沖縄県警察本部警務部警務課 ⇒ 沖縄県警察本部

(8) 地方公共団体の関係機関は、その名称を優先名称とする。

【例】 北海道立総合研究機構農業研究本部北見農業試験場

【例】 東京都健康長寿医療センター研究所

## 8-10. 大学

(1) 大学および大学院は、その名称を優先名称とする。

【例】 早稲田大学

【例】 カリタス女子短期大学

【例】 京都大学大学院

(2) 大学の学部・学科およびそれらに準じる組織は、大学の名称を冠した学部の名称またはそれに準じる組織の名称を優先名称とする。

【例】 東京大学工学部土木工学科 ⇒ 東京大学工学部

【例】 東海大学短期大学部

【例】 金沢大学人間社会学域

学科の名称またはそれに準じる組織の名称で表示され、学部の名称またはそれに準じる組織の名称を省略している場合も、学部の名称またはそれに準じる組織の名称を優先名称とする。

【例】 都留文科大学比較文化学科 ⇒ 都留文科大学文学部

【例】 福島大学人間発達文化学類 ⇒ 福島大学人文社会学群

(3) 大学院の研究科およびそれに準じる組織は、その名称を優先名称とする。

【例】 横浜市立大学大学院総合理学研究科

【例】 九州大学大学院比較社会文化学府

研究科の名称またはそれに準じる組織の名称で表示され、大学院を省略している場合も、大学院を含めた研究科の名称またはそれに準じる組織の名称を優先名称とする。

【例】 京都大学文学研究科 ⇒ 京都大学大学院文学研究科

複数の大学院が共同で設置した研究科等は、その組織の名称を優先名称とする。

【例】 東京農工大学大学院連合農学研究科

【例】 京都宗教系大学院連合

(4) 専門職大学院は、研究科の名称およびそれに準じる組織の名称を優先名称とする。

【例】 明治大学法科大学院 ⇒ 明治大学大学院法務研究科

【例】 小樽商科大学ビジネススクール ⇒ 小樽商科大学大学院商学研究科

【例】 東京大学公共政策大学院 ⇒ 東京大学大学院公共政策学教育部

⇒ 東京大学大学院公共政策学連携研究部

[一つの専門職大学院が二つの組織を示す呼称  
である場合]

(5) 大学の学部・学科およびそれらに準じる組織に付属する研究会や教科としてのゼミナール等は、大学の名称を冠した学部の名称またはそれに準じる組織の名称を優先名称とする。

【例】 明治学院大学法学部立法研究会 ⇒ 明治学院大学法学部

【例】 東京大学教養学部立花隆ゼミ ⇒ 東京大学教養学部

(6) 大学院に付属する研究会や教科としてのゼミナール等は、大学院の研究科の名称およびそれに準じる組織の名称を優先名称とする。

【例】 東京大学大学院新領域創成科学研究科石弘之環境ゼミ

⇒ 東京大学大学院新領域創成科学研究科

(7) 大学または大学院の研究組織（機関）は、研究組織（機関）の名称を優先名称とする。

【例】 金沢大学人間社会研究域法学系

【例】 東京大学大学院情報学環

### 8-11. 大学の付属施設

(1) 大学に付属または付置する図書館、博物館、研究施設、病院等は、その名称を優先名称とする。

【例】 早稲田大学會津八一記念博物館

【例】 立教大学原子力研究所

【例】 京都府立医科大学附属病院

(2) 大学の学部・学科、大学院の研究科およびそれらに準じる組織に付属または付置する図書館、博物館、研究施設、病院等は、その名称を優先名称とする。

【例】 東京大学大学院工学系研究科附属原子力工学研究施設

【例】 高知大学教育学部附属教育実践総合センター

【例】 慶応義塾大学大学院経営管理研究科図書館

【例】 金沢大学人間社会学域学校教育学類附属教育実践支援センター

(3) 大学に付属または付置する小・中・高等学校等は、大学の名称を冠した学校の名称を優先名称とする。

【例】 日本女子大学附属豊明小学校

【例】 筑波大学附属視覚特別支援学校

大学の学部・学科およびそれらに準じる組織に付属または付置する小・中・高等学校等は、学部・学科またはそれらに準じる組織の名称を冠した学校の名称を優先名称とする。

【例】 山口大学教育学部附属光中学校

【例】 鶴見大学短期大学部附属三松幼稚園

大学に付属または付置する小・中・高等学校等の生徒、学生、学年、クラス等は、授業の一環とみなした場合、学校の名称を優先名称とする。

### 8-12. 大学共同利用機関

(1) 大学共同利用機関は、その名称を優先名称とする。

【例】 人間文化研究機構

【例】 高エネルギー加速器研究機構

(2) 大学共同利用機関の研究施設は、研究施設の名称を優先名称とする。

【例】 情報システム研究機構国立情報学研究所 ⇒ 国立情報学研究所

### 8-13. 高等専門学校

(1) 高等専門学校は、その名称を優先名称とする。

【例】 阿南工業高等専門学校

高等専門学校の生徒、学生、学年、クラス等は、授業の一環とみなした場合、高等専門学校を優先名称とする。

(2) 高等専門学校に付属または付置する図書館は、その名称を優先名称とする。

【例】 福井工業高等専門学校図書館

(3) 高等専門学校に付属または付置する研究施設等は、高等専門学校の名称を優先名称とする。

【例】 津山工業高等専門学校総合技術情報センター ⇒ 津山工業高等専門学校

### 8-14. 地方公共団体の学校・図書館・博物館・美術館等

(1) 地方公共団体が設置する小・中・高等学校等は、地方公共団体の名称を冠した学校の名称を優先名称とする。

【例】 東京都立葛西南高等学校

【例】 愛媛県立今治東中等教育学校

【例】 田辺市立田辺第一小学校

【例】 宮城県第二女子高等学校

【例】 東京都調布市立第七中学校 ⇒ 調布市立第七中学校

【例】 都立西高等学校 ⇒ 東京都立西高等学校

同名の市または町・村の小・中・高等学校等は、都道府県の名称を識別要素として付加する。名称および読みが同一の町・村が同じ都道府県内に存在する小・中・高等学校等は、都道府県と郡の名称を識別要素として付加する。

【例】 高島町立高島小学校 ⇒ 高島町立高島小学校△(山形県)

【例】 群馬県群馬町立中央中学校 ⇒ 群馬町立中央中学校△(群馬県)

東京都の特別区が設置する小・中・高等学校等は、東京都を冠した学校の名称を優先名称とする。

【例】 中野区立中野本郷小学校 ⇒ 東京都中野区立中野本郷小学校

【例】 荒川区立第九中学校 ⇒ 東京都荒川区立第九中学校

地方公共団体が設置する小・中・高等学校等の生徒、学生、学年、クラス等は、授業の一環とみなした場合、学校の名称を優先名称とする。

複数の地方公共団体が共同で設けた組合等が設置した小・中・高等学校等は、地方公共団体が設置する場合に準じる。

(2) 地方公共団体が設置する図書館、博物館、美術館、資料館、郷土館等（以下「地方公共団体が設置する施設」）は、その名称を優先名称とする。その名称が設置地方公共団体名で始まる場合、設置地方公共団体名を含む冠称を冠した名称を優先名称とする。

【例】 斎宮歴史博物館

【例】 都立中央図書館 ⇒ 東京都立中央図書館

【例】 県立長野図書館 ⇒ 長野県立長野図書館

【例】 群馬県立自然史博物館

【例】 奥州市牛の博物館

【例】 栃木県立日光自然博物館

【例】 調布市武者小路実篤記念館

同名の市または町・村の地方公共団体が設置する施設は、市または町・村の名称を含む冠称を冠した名称を優先名称とし、都道府県の名称を識別要素として付加する。名称および読みが同一の町・村が同じ都道府県内に存在する場合は、町・村の名称を含む冠称を冠した名称を優先名称とし、都道府県と郡の名称を識別要素として付加する。

【例】 府中市郷土の森博物館△(東京都)

【例】 浦幌町立博物館△(北海道)

【例】 新居町立新居関所史料館△(静岡県)

東京都の特別区が設置する施設等は、東京都を冠した名称を優先名称とする。

【例】 東京都目黒区美術館

【例】 江東区芭蕉記念館 ⇒ 東京都江東区芭蕉記念館

(3) 公民館等は、その名称を優先名称とする。都道府県や郡の名称を識別要素として付加することはしない。

【例】 伊賀良公民館

【例】 江刺市立岩谷堂公民館

【例】 紫波町志和公民館

【例】 青笹地区センター

## 8-15. 民間の学校・図書館・博物館・美術館等

(1) 民間の教育機関は、その名称を優先名称とする。

【例】 白百合学園小学校

【例】 明德学園相洋中・高等学校 ⇒ 相洋中学校

⇒ 相洋高等学校

〔学校の名称が連結して表示されている場合〕

法人（設置者）の名称は省略する。

【例】 本願寺学園徳風幼稚園 ⇒ 徳風幼稚園

【例】 仙台育英学園秀光中等教育学校 ⇒ 秀光中等教育学校

ただし、法人（設置者）の名称が教育機関の名称の一部でもある場合は、法人（設置者）の名称を含めた教育機関の名称を優先名称とする。

【例】 跡見学園中学校

民間の教育機関の生徒、学生、学年、クラス等は、授業の一環とみなした場合、教育機関の名称を優先名称とする。

(2) 民間の図書館、博物館、美術館、資料館、郷土館等は、その名称を優先名称とする。原則として法人（設置者）の名称は省略する。

【例】 東京子ども図書館

【例】 石橋財団ブリヂストン美術館 ⇒ ブリヂストン美術館

【例】 遠山音楽財団付属図書館

#### 8-16. 外国の団体

(1) 外国の団体は、我が国慣用の日本語形の名称を優先名称とする。

【例】 The△American△Library△Association ⇒ アメリカ図書館協会

【例】 米国医学学士院

我が国慣用の日本語形の名称が判明しない場合は、書誌作成対象資料に表示されている日本語形の名称を優先名称とする。

日本語形の名称が書誌作成対象資料に表示されていない場合は、書誌作成対象資料に表示されている日本語形以外の名称を採用する。

【例】 The△Wine△and△Spirit△Education△Trust

#### 8-17. 外国の政府機関等

(1) 国・連邦加盟共和国の名称（以下「国の名称」）は、創作者等に対する典拠形アクセス・ポイントとして使用する際は団体に対する典拠形アクセス・ポイントとして扱い、典拠形アクセス・ポイント（件名）として使用する際は場所に対する典拠形アクセス・ポイントとして扱う。

国の名称は、我が国慣用の日本語形の名称を優先名称とする。

【例】 アメリカ合衆国

【例】 オーストラリア連邦 ⇒ オーストラリア

(2) 外国の国の機関等は、国の名称を冠した機関の名称を優先名称とする。

【例】 米国商務省 ⇒ アメリカ合衆国商務省

【例】 韓国憲法裁判所 ⇒ 大韓民国憲法裁判所

(3) 外国の国の機関等の内部部局は、国の名称を冠した機関の名称を優先名称とする。

【例】 米国商務省標準局 ⇒ アメリカ合衆国商務省

(4) 外国の国の機関等の附属機関は、国の名称を冠した附属機関の名称を優先名称とする。

【例】 インド中央ヒンディー語会 [インド文化教育省の附属機関]

【例】 米国FDA ⇒ アメリカ合衆国食品医薬品局

(5) 外国の国の議会は、国の名称を冠した議会の名称を優先名称とする。

【例】 アメリカ上院 ⇒ アメリカ合衆国議会上院

議会の下位の組織は、国の名称を冠した議会の名称を優先名称とする。

(6) 外国の国の在外公館は、「大使館」等に国の名称を冠し、駐在国または駐在地の名称を識別要素として付加する。

駐在国、駐在地の名称には「在」を冠する。駐在国、駐在地の名称は、我が国慣用の日本語形を記録する。

【例】 メキシコ大使館△(在日本)

(7) 外国の州・都市等は、その名称を優先名称とする。外国の州・都市等の名称は、創作者等に対する典拠形アクセス・ポイントとして使用する際は団体に対する典拠形アクセス・ポイントとして扱い、典拠形アクセス・ポイント(件名)として使用する際は場所に対する典拠形アクセス・ポイントとして扱う。

【例】 カリフォルニア州

【例】 バンクーバー

外国の州・都市等の下位の組織は、州・都市等の名称を優先名称とする。

【例】 オンタリオ教育省 ⇒ オンタリオ州

【例】 上海市衛生局 ⇒ 上海

外国の州、都市等の議会は、州、都市等の名称を冠した議会の名称を優先名称とする。

【例】 ニューヨーク市議会

## 8-18. 国際団体

(1) 国際的に組織された連盟、学会、協会等は、我が国慣用の日本語形の名称を優先名称とする。

【例】 OECD ⇒ 経済協力開発機構

我が国慣用の日本語形の名称が判明しない場合は、書誌作成対象資料に表示されている日本語形の名称を優先名称とする。

日本語形の名称が書誌作成対象資料に表示されていない場合は、書誌作成対象資料に表示されている日本語形以外の名称を採用する。

【例】 IEEE△Computer△Society

(2) 国際団体のうち、政府間協定(条約)により設立された政府間国際組織の下位の組織は、局・部・委員会の名称を優先名称とする。

【例】 国際連合経済社会局

【例】 国際連合ラテンアメリカカリブ経済委員会  
政府間国際組織が協定参加国に設置する支部は、その支部の名称を優先名称とする。

【例】 ユニセフ駐日事務所

(3) 非政府間国際組織の下位の組織および支部は、非政府間国際組織の名称を優先名称とする。

【例】 国際システムダイナミクス学会日本支部  
⇒ 国際システムダイナミクス学会

### 8-19. 株式会社等の会社組織

(1) 会社組織は、その名称を優先名称とする。

【例】 和光出版 ⇒ 和光出版有限会社  
冒頭に表示される株式会社等の冠称は省略する。

【例】 株式会社東芝 ⇒ 東芝

(2) 会社の下位の組織および附属施設等は、会社の名称を優先名称とする。(一般の利用者を対象とした図書館・博物館・美術館等は、8-15. 民間の学校・図書館・博物館・美術館等(2)を参照)

【例】 丸善出版株式会社編集部 ⇒ 丸善出版株式会社

【例】 朝日新聞社大阪本社 ⇒ 朝日新聞社

【例】 中部電力株式会社飯田支社 ⇒ 中部電力株式会社

【例】 野村証券金融工学研究センター ⇒ 野村証券株式会社

【例】 サントリー次世代研究所 ⇒ サントリー株式会社

(3) 会社のグループの名称、関連会社の集合体の名称は、その名称を優先名称とする。

【例】 トヨタグループ

(4) 株式会社等が経営するプロスポーツチームは、チームの名称を優先名称とする。

【例】 オリックス野球クラブ株式会社 ⇒ オリックスバファローズ

### 8-20. 宗教団体

(1) 宗教団体は、その名称を優先名称とする。

【例】 霊友会

【例】 天理教教会本部 ⇒ 天理教

宗派の名称は、宗派が教団として団体の性格をもつ場合、宗派の名称を優先名称とする。

【例】 真宗大谷派宗務所 ⇒ 真宗大谷派

(2) 神社は、その名称を優先名称とする。同名異団体および(または)名称が近似した団体の有無に関わらず、所在地を識別要素として付加する。(3-4. 識別要素の付加 参照)

【例】 八幡神社△(静岡県清水町)

社務所は、神社の名称を優先名称とする。

【例】 八坂神社社務所 ⇒ 八坂神社△(京都市)

- (3) 仏教の寺院は、その名称を優先名称とする。同名異団体および（または）名称が近似した団体の有無に関わらず、所在地を識別要素として付加する。（3-4. 識別要素の付加参照）

宗派の名称、山号、親寺の名称は省略する。

【例】 妙円山形照寺宝光院 ⇒ 宝光院△(山形市)

ただし、親寺の名称を省略すると固有の寺院の名称とならない場合は、親寺の名称を省略しない。

【例】 浄土真宗本願寺派本願寺津村別院 ⇒ 本願寺津村別院△(大阪市)

宗務所は、寺院の名称を優先名称とする。

- (4) キリスト教の教会は、その名称を優先名称とする。

【例】 カトリック松原教会

新教のキリスト教教会で、合同の教団である日本基督教団に所属する教会は、「日本基督教団」を冠した教会の名称を優先名称とする。

【例】 山口教会 ⇒ 日本基督教団山口教会

## 8-21. 政党

- (1) 政党は、その名称を優先名称とする。

【例】 自民党 ⇒ 自由民主党

【例】 共産党 ⇒ 日本共産党

- (2) 政党の下位の組織は、政党の名称を優先名称とする。

【例】 自由民主政策審議会 ⇒ 自由民主党

【例】 日本共産党中央委員会 ⇒ 日本共産党

【例】 自由民主党北海道支部連合会 ⇒ 自由民主党

【例】 日本社会党大分県本部「40年史」編集委員会 ⇒ 日本社会党

- (3) 政党の関連組織は、組織上別団体とみなした場合、関連組織の名称を優先名称とする。

【例】 日本共産党福岡県会議員団

【例】 自由民主党国防議員連盟

## 8-22. 労働組合

- (1) 労働組合は、その名称を優先名称とする。

【例】 連合 ⇒ 日本労働組合総連合会

【例】 自治労 ⇒ 全日本自治団体労働組合

- (2) 労働組合の下位の組織は、労働組合の名称を優先名称とする。

【例】 全港湾関西地方建設支部 ⇒ 全日本港湾労働組合

ただし、労働組合の地方本部は、その上部の組織が単位労働組合（単組）の連合体の性格が強い全国的な労働組合の場合、地方本部の名称を優先名称とする。

【例】 鉄道労働組合金沢地方本部

- (3) 労働組合の関連組織は、組織上別団体とみなした場合、関連組織の名称を優先名称とする。

【例】 総評本部 OB 会

- (4) 単位労働組合（単組）は、単組の名称を優先名称とし、上部団体の名称は省略する。

【例】 合化労連日本硝子繊維労働組合 ⇒ 日本硝子繊維労働組合

ただし、上部団体の名称を省略すると固有の単組の名称とならない場合は、上部団体の名称は省略しない。

### 8-23. 会議

- (2-2. 創作者等に対する典拠形アクセス・ポイントとしない団体 (2) 参照)

- (1) 常設の団体であるが「会議」という名称を使用している場合は、その名称を優先名称とする。

【例】 日本学術会議

- (2) 常設の団体が主催して開催する会議等、団体の内部で開催される会議等は、主催団体の名称を優先名称とする。

【例】 日本労働教育研究所労働組合指導者研究行動会議 ⇒ 日本労働教育研究所

- (3) 常設の団体が主催して開催する会議等、団体の内部で開催される会議等でない場合に、その会議が継続的であると判断される場合は、その会議の名称を優先名称とすることができる。

【例】 北陸道路舗装会議実行委員会 ⇒ 北陸道路舗装会議

### 8-24. 新聞・雑誌・叢書の編集部等

- (1) 新聞の編集部等は、新聞社の名称を優先名称とする。

【例】 毎日新聞社会部 ⇒ 毎日新聞社

- (2) 雑誌の編集部等は、雑誌を刊行する出版者の名称を優先名称とする。

【例】 本の雑誌編集部 ⇒ 本の雑誌社

- (3) 文庫、新書等の叢書の編集部等は、叢書を刊行する出版者の名称を優先名称とする。

【例】 岩波文庫編集部 ⇒ 岩波書店

- (4) 編集・編さん・刊行委員会等は、出版者の名称またはそれらを設けた団体の名称を優先名称とする。(2-2. 創作者等に対する典拠形アクセス・ポイントとしない団体 (1) 参照)

【例】 山麓歌集編集委員会 ⇒ 山麓発行所

ただし、逐次刊行物においては、出版者またはそれらを設けた団体が存在しない場合、編集・編さん・刊行委員会等の名称を優先名称とすることができる。

### 8-25. 調査団・視察団等

- (1) 調査団、視察団等は、常設の団体として組織される場合、その名称を優先名称とする。

【例】 ニッポン離島探検隊

回次・年次を伴う場合は、回次・年次を省略する。

【例】 高燥遺跡第2次発掘調査団 ⇒ 高燥遺跡発掘調査団

(2) 調査団、視察団等が団体の下位の組織として組織される場合は、調査団、視察団等を組織する団体の名称を優先名称とする。

【例】 東京税理士会オーストラリア税制等研修視察団 ⇒ 東京税理士会

### 8-26. 団体内および団体に関連した有志グループ

(1) 官庁組織内の有志グループは、その名称を優先名称とする。

【例】 通商産業省経済協力政策研究会

【例】 市町村自治研究会〔自治省行政局振興課内の有志グループ〕

【例】 法務省民事局第四課職員

(2) 大学、大学院、学部、学科等の名称を冠した有志グループは、有志グループの名称を優先名称とする。

【例】 神戸大学医学部ドイツ語研究会

【例】 早稲田大学大学院中古文学研究会

(3) 学校に関連した有志グループは、学校の名称を冠した有志グループの名称を優先名称とする。

【例】 精華女子高等学校地歴クラブ

【例】 成立高等学校PTA

公立学校関連の有志グループについては、設置地方公共団体の名称を冠した有志グループの名称を優先名称とする。

【例】 新潟県立柿崎高等学校歴史クラブ

【例】 沖縄県立第一中学校五十一期同期会

(4) 団体を支援するために組織された「友の会」等は、その名称を優先名称とする。

【例】 国立歴史民俗博物館友の会

(5) 会社内の研究会、調査会等は、有志グループとして活動している場合は、その名称を優先名称とする。

【例】 ダイエー流通研究会

そのグループが会社の業務として活動している場合は、会社の名称を優先名称とする。

### 8-27. 建築物・土木構造物等

(1) 建築物、土木構造物等は、その名称を優先名称とする。

【例】 帝国ホテル

【例】 京都タワー

(2) 建築物、土木構造物等の管理団体は、その名称を優先名称とする。管理団体が8-1～8-26のいずれかに該当する場合は、その基準に従う。

【例】 株式会社帝国ホテル ⇒ 帝国ホテル

【例】 京都タワー株式会社

#### 更新履歴

更新日	更新内容
2021年1月	初版掲載
2021年7月	2-1. 単行の非図書資料の適用範囲を各条項で示し、「(1)～(6)について、」の記載は削除。 2-1.(2) 逐次刊行物を除外する点を追記。 2-1.(5) 地図資料、和古書に限定する形に修正。 2-1.(6) 逐次刊行物を除外する点を追記。 2-1.(7) 重要と判断した場合に限定する形に修正。また、対象に図書を追加。 2-1.(8) 対象に単行の非図書資料を追加し、逐次刊行物を除外する点を追記。 2-1.(10) 単行の非図書資料を除外する点を追記。 2-2.(5) を新設。